



青梅市地域猫活動  
の手引き  
【改訂版】

青梅市環境部環境政策課



## 1 地域猫活動の目的

青梅市では、飼い主のいない猫により、鳴き声やふん尿などの被害の問題が起きています。

飼い主のいない猫は、何もしなければ自然に繁殖し、その数はさらに増えてしまいます。

また、今いる場所から猫を追い出しても、猫が増える原因を除かなければ、いずれは元の状態に戻ってしまいます。

この手引きでは、人と猫とが共生する地域づくりの方法の一つである「地域猫活動」について紹介しています。

地域猫活動とは、猫の繁殖を抑え、餌・トイレなどを地域で適正に管理することで、飼い主のいない猫が今以上に増えず、かつトラブルも減らしていくための活動です。

この活動を、地域猫活動に取り組む方、地域住民など、市内のボランティア団体、青梅市がそれぞれ協力して行うことにより、飼い主のいない猫による問題を減らし、地域の生活環境を改善することが目的です。

## 2 定義

この手引きで使用する言葉の定義づけを次のとおりします。

ア 飼い主のいない猫

特定の飼い主がいなく、地域に住みついている猫をいう。

イ 地域猫

特定の飼い主がいなく、地域に住みつき、その地域に住む人たちに適正に管理されている猫をいう。

## 3 「地域猫活動」の担い手と役割

### (1) 地域住民など

ア 住民など

地域猫に餌を与える場所やトイレを設置する場所を提供することに協力します。

イ 自治会

地域猫活動に取り組む方が、住民などに対し地域猫活動をお知らせすることに協力します。



## (2) 地域猫活動に取り組む方

この手引きの内容に従い、地域の理解を得た上で地域猫活動を行います。

## (3) 市内のボランティア団体

地域猫活動に取り組む方へ、飼い主のいない猫の捕獲や餌やりなど、地域猫活動に関するアドバイスやサポートを行います。

## (4) 青梅市

ア 地域猫活動に関する相談・苦情の窓口となるほか、適正な餌やりの方法についての指導・助言を行います。

イ 地域猫活動について、パンフレットや広報を使って周知啓発を行います。

ウ 地域猫活動の状況をホームページなどで周知し、活動を推進していきます。

# 4 「地域猫活動」の進め方

## (1) 地域猫活動を始める前に

ア 地域猫活動は出来る限りグループで行いましょう。

地域猫活動はグループで行うことで、円滑な運営を無理なく継続して行うことができます。

なお、地域猫活動をグループで行う場合は、次の点に留意しましょう。

- ・ 2人以上の成人で行う。
- ・ 代表者を決める。
- ・ グループ内で役割分担やローテーションを決める。

★ グループの代表者が決まったら、市に登録してください。

イ 活動する地域の状況を調べましょう。

活動する地域の猫の個体や頭数などを調べてください。地域全体の猫の個体や頭数を把握することで、他の地域から入ってきた猫に早く気づくことができ、不妊去勢手術の実施な

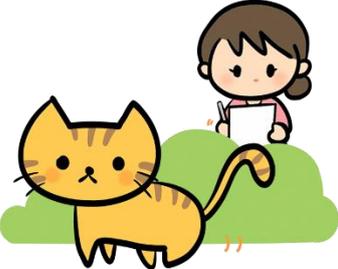


どの対処が早くできるほか、誤って飼い猫に不妊去勢手術をしてしまうことを防ぐことができます。

★ 写真などの手段で記録すると、より把握しやすくなります。

ウ 地域の理解を得ましょう。

地域猫活動に取り組まれる方は、必ず餌を与える場所の周辺に住む人々に周知し、理解を得た上で活動に取り組んでください。地域の理解を得ないで取り組むとトラブルの原因になりかねません。

<p>1.グループを作る</p> 	<p>2.活動地域の状況を調査</p> 	<p>3.餌やり地域の理解を得る</p> 	<p>4.地域猫活動へ</p> 
---	--	--	--

## (2) 地域猫活動の内容

ア 餌の管理をしましょう。

餌を与える場所を決めてください。

また、餌を与える場所は周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者（管理者）の理解を得ましょう。

なお、猫の頭数などに応じて餌を与える場所を複数設定してください。1か所に多くの猫が集まってしまうと、そこは猫が苦手な方にとって近寄れない場所となってしまいます。

★ 飼い主のいない猫に与える餌は地域猫活動に取り組まれる方が用意してください。

★ 餌は決められた時間に食べきれぬ量だけを容器に入れて与えましょう。

また、食べ残しはすぐに片付けましょう。



- ★ 置き餌（餌を放置して場を離れる行為）や餌のばらまきはやめましょう。他の地域の猫や害虫などが集まるほか、食べ残しから悪臭が発生するなどの地域の環境悪化につながります。
- ★ 餌は残飯を与えず、猫の健康維持などに十分配慮したものにしましょう。
- ★ 餌を与える場所とその周辺の清掃を実施し、常に清潔を保ちましょう。



トイレを設置しましょう。

地域猫が周辺の庭や畑などでふん尿をしないように、トイレを設置してください。

また、トイレは餌を与える場所の周辺で、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者（管理者）の理解を得ましょう。

- ★ トイレは常に清潔を保ち、トイレに排泄されたものは速やかに片付けましょう。
- ★ 定期的に活動地域を見回り、トイレ以外で排泄されたふん尿も積極的に清掃し、環境保全に努めましょう。





ウ 不妊去勢手術をしましょう。

地域猫には必ず不妊去勢手術を行ってください。飼い主のいない猫がそれ以上増えるのを防ぐのに必要なことです。

★ 不妊去勢手術を行った猫には、目印として片方の耳先をV字にカットしましょう。

★ 不妊去勢手術を行うための猫の捕獲方法や、手術の実施についてわからない場合は、青梅市や市内のボランティア団体に相談しましょう。



エ その他

★ 自分達の活動について、看板やチラシなどを利用し活動状況を周知しましょう。自分達以外の人が餌を与えるのを

防ぐなど、地域猫の適正な管理につながります。

- ★ 活動をする際は、市が地域猫活動に取り組む方にお渡しする「地域猫活動中」の腕章をつけましょう。
- ★ 活動をする際は、地域の住民などがその地域で活動をしている方に連絡が取れるようにしてください。
- ★ 地域猫は最終的には飼い猫になるよう、可能な限り新しい飼い主を探すのに努めましょう。

◎ 地域猫に関する相談は

青梅市環境部環境政策課

住所：〒198-8701 青梅市東青梅 1 丁目 11 番地の 1

電話番号：0428-22-1111 内線 2536・2537

までご連絡ください。